破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１４０２号

横浜市青葉区つつじが丘６番地10　センチュリー青葉台壱番館303

債務者　柚木　　裕

1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４７３号

横浜市南区別所中里台24番９号　メゾンドアンドレスＡ206

債務者　山田　修士

1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　嘉満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４７４号

横浜市南区別所中里台24番９号　メゾンドアンドレスＡ206

債務者　山田　千里

1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　嘉満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３号

三重県名張市すずらん台東３番町60番地

債務者　井亀　次郎

1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２６２号

滋賀県草津市草津１丁目８―17　プレアール草津202号、住民票上の住所滋賀県草津市草津１丁目８番15号

債務者　髙岡なみ子

1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　理哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６７号

広島県尾道市高須町1373番地10

債務者　村上　保世

1　決定年月日時　平成27年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成廣　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第３３９０号

大阪府寝屋川市成田西町１番34号　(101号)、前住所大阪府寝屋川市三井南町30番５―1006号

債務者　幸地　光敏

1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４２３号

大阪府豊中市立花町３丁目10番１―310号

債務者　水谷　哲雄

1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　蔵人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４２８号

大阪市都島区網島町13番16―1403号

債務者　上月　弘美

1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉田　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４３４号

大阪市浪速区敷津西１丁目９番33―205号

債務者　和田　拓也

1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　崇公
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４４５号

大阪市北区豊崎３丁目８番５―312号

債務者　ＰＡＲＫ　ＭＹＵＮＧＳＯＯＮ　朴　明洵

1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　敏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４８２号

大阪市東住吉区公園南矢田３丁目７番11号、住民票上の住所大阪市中央区島之内１丁目４番17―403号

債務者　竹上　俊彦

1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５２号

大分市大字竹矢637番地の８

債務者　三宮　元晴

1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　保之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号

京都府京丹後市久美浜町大井５番地の１

債務者　橋本　　守

1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林美沙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１２４１号

名古屋市名東区牧の原１丁目906番地　インテリジェント星ケ丘１号館101号

債務者　小栗真由美

1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　健人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３９６号

大阪府東大阪市友井５丁目２番20―904号

債務者　上田由美子

1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部